

事 務 連 絡
令和元年 5 月 20 日

各都道府県産業廃棄物担当課長 殿

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

家電リサイクルに関する資料について（周知）

平素より特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に係る施策に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

家電リサイクル法に関して経済産業省及び環境省でこれまでに作成した解体工事及び引っ越しに着目したリーフレット並びに排出事業者向けリーフレットについて、この度、家電リサイクル法に基づく指定法人において特定家庭用機器（家電４品目）の排出事業者向け案内サイト（<https://www.kaiketsukr.com/business/>）が設けられたこと等を踏まえた改定を行いました。

貴都道府県における廃棄物処理行政及びリサイクル行政の参考にしていただくほか、関係部局を通じて・解体工事業者・解体工事発注者・家電４品目を使用している事業者・引越業者・引っ越しをする消費者に対して周知を行っていただくよう、お願いいたします。

また、上記について、管内市区町村に対して周知をお願いいたします。

なお、都道府県・市区町村が所有する特定家庭用機器（家電４品目）を廃棄する際には、当該都道府県・市区町村が排出事業者の立場として、家電リサイクル法等に基づき適正排出を行う必要があることについて、各部署の物品管理担当及び仮設住宅等管理担当に対して周知を行っていただくよう、お願いいたします。

別添資料一覧

- ・家電４品目を使用している事業者向け資料
- ・解体工事業者向け資料
- ・解体工事発注者向け資料（一般廃棄物版）
- ・解体工事発注者向け資料（産業廃棄物版）
- ・引越業者向け資料
- ・引っ越しをする消費者向け資料

※下記ホームページに電子ファイルを掲載しています。

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryoku.html

【連絡先】

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室

担当：鈴木、田中（雄）

03-3501-6944

kaden-recycle@meti.go.jp

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

担当：田中（祥）、松浦、高橋

03-5501-3153

hairi-recycle@env.go.jp